

滋賀県文化財保存活用大綱(案)

－知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財－

序章

1. 大綱策定の背景と目的

- 文化財はなくしてできない貴重な財産であり、地域の誇りであり、今を生きる我々は未来に向けて継承する責務がある
- 本県の文化財は人口当たりの件数が多く、県内範囲に点在し、各地域で守られてきたことが特徴
- 人口減少や過疎化など社会状況の変化と自然災害により、文化財の継承が危機的な状況となっている
- 様々な分野と連携した総合的な保存活用の方向性の広まり、地域活性化など文化財への期待の増大
- これらを受け、国は法改正を行い、県は文化財の保存継承のあり方について研究報告をまとめた
- 地域に根差す文化財がより多くの人々に支えられる、滋賀らしい保存活用の好循環により継承を図る
- 本県の文化財を確実に次世代へ継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進める上で共通の基盤となる総合的な施策の推進に向けた大綱を策定する

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1. 滋賀県の概要

- (1) 地勢・環境 (2) 人口
- 2. 県内の文化財の概要 <全国屈指の文化財保有県>
 - ・国県市町指定等文化財件数3,427件、各分野・様々な時代の文化財が全市町に分布
 - ・重要文化財指定件数 全国4位(建造物3位、彫刻3位)、国宝 5位、名勝 2位、重要な景観選定 2位、単位面積あたり城郭数 1位、約4,600haの埋蔵文化財を抱き地
 - ・世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、世界の記憶、日本遺産(4件)の各文化財を保有

3. 滋賀県の歴史文化の特徴

本文付属資料に「滋賀県の歴史」(通史)掲載

- (1)琵琶湖によって育まれた歴史・文化
- (2)人と物資が行き交う東西日本列島の結節点
- (3)政治文化の中心に近い立地性
- (4)力強い自立と自治
- (5)神と仮の国

4. 県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題 (下記表【現状・課題】)

- (1) 文化財の調査・研究・保存修理
- (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化
- (3) 文化財の活用
- (4) 文化財の収集・保管・公開施設
- (5) 文化財を維持するための資金

5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性 (下記表【方向性】)

- ・文化財は歴史的、文化的な価値があるだけでなく、地域の宝として人々の心の捉りどころともなるもの
- ・文化財を活用し、継承することで、地域への理解や関心が深まり、郷土への愛着の形成や、人々が支え合う地域づくりにつながり、地域の人々の誇りや醸成される
- ・多くの人が縁があり、文化財を通じて地域が元気になる
- ・文化財を確実に継承していくために、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが重要
- ・この実現のために、本県の豊かな歴史文化の特徴を活かしながら5つの柱を立てる

- (1) 文化財の調査・指定・保存修理
- (2) 地域・人
- (3) 活用
- (4) 施設
- (5) 資金

【現状・課題】 第1章4	○文化財の調査、研究、指定 従前から全県的な調査・指定を行っているが、悉皆的・総合的な調査等は十分でない ○文化財の保存修理、保存のための措置 指定文化財の保存修理等を進めてきたが、未だのもの多く、史跡の保存措置も十分でない	○地域力の低下、価値感の多様化 県域全体の努力、高齢者の活躍、新たな結びつき 自然環境の変化、環境の荒廃、外来生物、自然災害 伝統的な材料や技術、材料確保困難性、後継者の減少 専門人材・分野・年齢構成の偏り、技術継承、体制整備	これまでから様々な活用を図っているが、一過性のものぞ。人材や資金確保等、持続可能な形で活用していくための取組が十分でない 文化財の価値や魅力を伝えるための新たな手法の開発や活動の充実へのパワーや経験不足 文化財の特性や脆弱性についての正しい理解不足	○文化財収蔵施設 県内全域に幅広く設置されているが、施設の老朽化、環境の悪化、耐震性、展示内容の陳腐化、収蔵庫の狭隘化等、県民や関係者のニーズに応えていない ○地域における文化財の収蔵・保管 地域での後質困難による限外流出の危機	個人や地域等、所有者での自己負担金の確保困難 有力社寺が公的助成に頼らざるを得ない 地方公共団体の予算確保の不十分 「滋賀県文化財保存基金」により保存修理が行われているが、安定的に保存と維持のための資金のあり方や確保の方法についての検討の必要性
【方向性】 第1章5	○文化財の調査、研究、指定 未指定文化財を含む調査・研究と、指定等の取組、埋蔵文化財に関する情報の集積とデータベース化 ○文化財の保存修理、保存のための措置 保存修理と日常的な維持管理等による保存継承のサイクルの推進、保存活用計画策定の支援	○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 学校教育で若い時期から親しむ等、理解者の幅の拡大 ○自然環境変化への対応、伝統的な材料確保・技術伝承 ○文化財の保存修理、保存のための措置 専門人材の確保と育成 地域と専門家を繋ぐ人材の育成、活躍の場の構築や連携	・文化財の価値が損なわれないよう、その特性の正しい認識の下、持続可能な形での多種多様な活用の推進 ・文化財の価値が正しく理解され、広く共有される取組 ・維持資金の資金確保や担当人材拡大に繋がる、未だへ継承する方策としての観光振興など多種多様な活用の方向性 ・関係機関との連携による滋賀県のブランド力の向上	・地域に所在する美術工芸品の収蔵施設の建設や改修等への助成 ・地域での保管困難や自然災害等の不測の事態に備え、地域の文化財を受け入れ、収蔵・保管管理・公開活用できる施設の確保 ・出土文化財等の公開活用施設や史跡整備の充実	・文化財の価値を広く知ってもらうことによる、幅広い層から様々な形での資金確保 ・保存修理への所有者支援と、計画的な推進 ・先進的な取組の情報共有
【県の施策】 第2章1	○未指定文化財に対して、必要な調査研究の推進 ・市町と連携した保存の方策の検討と保存措置 ・保存・活用のための取組 ・県所有文化財等の保存修理等の計画的推進 ・埋蔵文化財の開発事業との円滑な調整、发掘調査の実施等による適切な保存	○今までに多くの人に支えられる文化財の保存と活用 地域全体で支えあう仕組みづくりの推進、取組の支援 ○伝統的な材料や技術の確保 ○文化財の保存修理、保存のための措置 専門人材の確保と育成 技術継承、専門研修等の実施、ネットワーク構築への支援	・日本遺産を利用した観光振興など文化財の価値や魅力を体感できる取組の推進、広域的な発信や全県的な取組への協力、実施推進 ・歴史や文化財に興味を持つ人々のネットワークの構築 ・多くの人の手による全体的、多面的、総合的な保存継承の実現に向けた取組の推進と活動の支援 ・滋賀の歴史文化を正しく理解し、地域への誇りや愛着を育み、保存と活用の好循環が生まれる取組の推進	・収蔵施設の建設や改修等への技術的支援や助成 ・公的セーフティネット等の觀点における、県内で文化財を継承できる機会数についてのあり方の検討 ・指針施設を中心とした県内施設と連携を図りながら文化財の展示公開や情報提供等の活用、発信の実施 ・出土文化財の収蔵施設確保や公開活用充実の検討	・必要に応じた形での幅広い資金確保の仕組みづくり 「滋賀県文化財保存基金」をはじめとした財源の確保 ・所有者の状況に応じた資金調達の取組が進むよう、関係機関と資金調達の事例や制度、仕組みの研究、情報の共有化による所有者の支援

2. 大綱における基本的な考え方 <滋賀県の文化財の「保存」と「活用」を定義>

- 文化財: 法に規定されるらの類型を基本とし、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産のことも含む
保存: 文化財そのものの価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えいくこと。(無形文化財や民俗文化財等を守り育て伝えていく伝承活動も含む)
活用: 文化財そのものの価値を損なうことなく、文化財の魅力や価値が人々に享受され、本県の歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりなどにつながる取組のこと。地域に根差す本県の文化財を大切に思う心の輪が広がり、文化財の継承と地域社会の持続性につながる取組を「滋賀ならではの文化財の活用」とする

3. 大綱の位置付け

【文化財保護法第183条の2に基づき策定】

以下の計画等との整合を図る

『滋賀県基本構想』『滋賀の教育大綱』

『滋賀県文化振興基本方針』

『「健康しかし」ツーリズムビジョン2022』

『琵琶湖保全再生施設に関する計画』

『滋賀県地盤防災計画』

・SDGsとの関わり



第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応

1. 平時の取組

- ・防災対策: ハード対策とソフト対策(日常的な管理体制、体制構築、過去の被災記録の活用)
- ・防火対策: ハード対策とソフト対策(体制構築、防災意識向上の啓発活動、防火訓練)
- ・防犯対策: ハード対策とソフト対策(文化財の悉皆調査、パトロール)
- ・大規模災害対策: 近畿圏府県との連携、専門職員・関係団体等との連携体制構築の研究

2. 災害発生時の対応

- ・火災の初期対応
- ・県、市町、所有者等の緊密な連携のもと、迅速な被害状況の把握、被害拡大を防ぐ応急措置、復旧額の算定
- ・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財主導課

- (1)組織の状況 (2)専門人材の育成・配置

2. 関係部局

3. 関係部局との連携

- ・行政担当部局、学校教育・社会教育部局、商工観光部局、まちづくり・都市計画・建築部局、環境・農林水産部局、防災・消防・警察部局との連携

4. 文化財保護に係る審議会

5. 関係団体との連携

- ・文化財保護協会、建築士会、民俗文化財保護ネットワーク、びわこビンタスピューロ、地域において文化財保護に取り組んでいる住民団体、自治組織等との連携

6. 国や他の都道府県との連携